

○共立蒲原総合病院組合職員の旅費に関する条例

〔昭和32年10月22日〕
〔条例第5号〕

改正	昭和44年10月22日条例第5号	昭和46年3月27日条例第4号
	昭和46年9月30日条例第9号	昭和48年6月19日条例第3号
	昭和53年3月12日条例第2号	昭和54年9月17日条例第5号
	昭和56年9月30日条例第8号	昭和58年3月22日条例第4号
	昭和61年3月8日条例第1号	平成元年3月24日条例第7号
	平成2年6月21日条例第2号	平成3年3月20日条例第4号
	平成5年6月28日条例第3号	平成18年6月21日条例第7号
	平成19年3月29日条例第7号	平成20年9月19日条例第8号
	平成28年9月6日条例第8号	平成29年3月30日条例第3号
	令和2年3月26日条例第2号	

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、公務のために旅行する職員に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 出張 職員が公務のため一時その勤務場所を離れて旅行することをいう。
- (2) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (3) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行することをいう。

2 この条例において「何級の職務」という場合には、共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例（昭和32年共立蒲原総合病院組合条例第3号。以下「給与条例」という。）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表(1)による当該級の職務をいい、行政職給料表(1)の適用を受けない職員については、別表第1に定めるこれに相当する職務をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

- 2 職員が出張のため旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族に対し旅費を支給する。
- 3 職員が当該職員の管理者以外の機関の依頼に応じ公務の遂行を補助するため旅行した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

4 第1項から前項までの規定により旅費の支給を受けることができる者がその出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更（取消を含む。以下同じ。）され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支給した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で管理者が定めるものを旅費として支給することができる。

5 第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が旅行中交通機関等の事故又は天災その他管理者が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で管理者が定める金額を旅費として支給する。

（旅行命令等）

第4条 旅行は、管理者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によって行わなければならない。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合には、自ら又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づきこれを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿」という。）に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけすみやかに旅行命令簿等に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

5 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、規則で定める。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合

には、旅行命令等に従わないで旅行した後できるだけすみやかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(普通旅費の種類)

第6条 普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行諸費、宿泊料、食事料、移転料、扶養親族移転料、赴任料及び転任料とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について路程に応じ1キロメートル当りの定額又は実費額により支給する。
- 6 旅行諸費は、旅行中の日数に応じ1日当りの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。
- 8 食事料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。
- 9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について支給する。
- 10 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。
- 11 赴任料及び転任料は、赴任及び転任について路程に応じ旅客運賃等により支給する。

(特殊旅費の種類)

第7条 特殊旅費は、月額旅費とする。

- 2 月額旅費は、第21条に規定する場合について前条の普通旅費に代えて支給する。

(旅費の計算)

第8条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅行により、計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第9条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。

(旅費の請求手続)

第10条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概

算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えてこれを当該旅費の支払をする者（以下「支払担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうち、その書類を提出しなかったためその旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後、所定の期間内に当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支払担当者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。
- 4 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに第2項及び前項に規定する期間は、規則で定める。

第2章 旅費

（鉄道賃）

第11条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

- (1) その乗車に要する運賃
- (2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
- (3) 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか特別車両料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り支給する。

- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの
- (2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

（船賃）

第12条 船賃の額は次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

- (1) 運賃の等級を2階級以上に区分する船舶による旅行の場合には上級の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合にはその乗船に要する運賃
- (3) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には前2号に規定する運賃

賃のほか、現に支払った寝台料金

(航空賃)

第13条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第14条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(旅行諸費)

第15条 旅行諸費の額は、次に掲げる額による。

(1) 目的地の全てが静岡県内にある旅行については、1日につき400円

(2) 前号に規定する旅行以外の旅行については、1日につき800円

2 前項第1号の規定にかかわらず、静岡市、富士市及び富士宮市の区域の範囲内のみへの旅行の場合には、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、旅行諸費は支給しない。

(宿泊料)

第16条 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じ、別表第2の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(食事料)

第17条 食事料の額は、別表第2の定額による。

2 食事料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食事を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食事を要する場合に限り支給する。

(移転料)

第18条 移転料は、給与条例第3条第1項第3号に規定する医療職給料表(1)の適用を受ける職員が赴任の際家財等に移転させる場合に、次に掲げる額による。

2 移転料は、別表第3の定額による。

3 前項の規定にかかわらず、扶養親族の移転のないものは、定額の3分の1の額とする。

4 勤務期間1年未満の職員の移転料は、前2項の規定により算出した額の2分の1の額とする。

(扶養親族移転料)

第19条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地まで随伴する場合には赴任を命ぜられた扶養親族1人ごとにその移転の際における年齢に従い次の各号に規定する額の合計額
ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食事料
イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額
ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の宿泊料及び食事料の2分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を2人以上随伴するときは1人を超えるごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃及び車賃の2分の1に相当する金額を加算する。

2 前号アからウまでの規定により計算した旅費の額に円未満の端数が出たときは、これを切捨てるものとする。

(赴任料及び転任料)

第20条 赴任料及び転任料は、赴任又は転任に伴う旧在勤地から新在勤地まで路程に応じ第11条から第17条までの規定により算出した額（転任料については、給与条例第3条に規定する医療職給料表(1)に該当する職員で大学の助手又は研究生として大学へ転任する場合に限る。）とする。

(月額旅費)

第21条 月額旅費は、職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張のための旅行について定額をもって支給し、その支給を受ける者の範囲額、支給条件及び支給方法は規則で定める。ただし、その額は、当該月額旅費の性質に応じ、第6条第1項に掲げる普通旅費についてこの条例で定める基準を超えることができない。

(日額旅費)

第21条の2 在勤地の出張について、次の各号の一に該当する場合には、日額旅費を支給することができる。

- (1) 交通機関を利用したために要した運賃に相当する額
- (2) 公務上の都合により宿泊する場合には、別表第2の宿泊料定額の範囲内の宿泊料

(遺族の旅費)

第22条 第3条第2項の規定により支給する旅費は、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費とする。

- 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第2号に掲げる順位による。同順位者がある場合には、年長者を先にする。

第3章 雑則

(旅費の調整)

第23条 管理者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情に因り又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

(実施規定)

第24条 この条例の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

- 2 この条例に定めるものを除く外、職員の旅費に関しては、静岡県職員の旅費に関する条例（昭和31年静岡県条例第48号）の例による。

附 則

- 1 この条例は、昭和32年4月1日から施行する。
- 2 職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和44年10月22日条例第5号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和44年5月10日（以下「適用日」という。）以後に出発した旅行から適用する。
- 2 改正前の職員の旅費に関する条例の規定に基づいて適用日以後の旅行につき支払われた旅費は、改正後の職員の旅費に関する条例の規定による旅費の内払とみなす。

附 則（昭和46年3月27日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（昭和46年9月30日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年6月19日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年6月1日から適用する。

附 則（昭和53年3月12日条例第2号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 共立蒲原総合病院職員の旅費の特例に関する条例（昭和50年12月23日条例第5号）は廃止する。

附 則（昭和54年 9 月17日 条例第 5 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の共立蒲原総合病院職員の旅費に関する条例の規定は、昭和54年10月 1 日以後出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 3 第11条第 1 項第 4 号による特別車両料金については、その旅行が片道100km未 満の場合は支給しない。

附 則（昭和56年 9 月30日 条例第 8 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の共立蒲原総合病院職員の旅費に関する条例の規定は、昭和56年10月 1 日以降出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年 3 月22日 条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和61年 3 月 8 日 条例第 1 号）

- 1 この条例は、昭和61年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定による改正後の共立蒲原総合病院職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行につ いては、なお従前の例による。

附 則（平成元年 3 月24日 条例第 7 号）

- 1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定による改正後の共立蒲原総合病院職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行につ いては、なお従前の例による。

附 則（平成 2 年 6 月21日 条例第 2 号）

- 1 この条例は、平成 2 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の共立蒲原総合病院職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行 の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従 前の例による。

附 則（平成 3 年 3 月20日 条例第 4 号）

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 6 月28日 条例第 3 号）

この条例は、平成 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 6 月21日 条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成18年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成19年 3 月29日 条例第 7 号）

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 9 月19日 条例第 8 号）

この条例は、平成20年11月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 9 月 6 日 条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年 3 月30日 条例第 3 号）

- 1 この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第11条の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月26日 条例第 2 号）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条による改正後の共立蒲原総合病院組合職員の旅費に関する条例の規定、第 2 条による改正後の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定及び第 3 条による改正後の共立蒲原総合病院組合議会議員の議員報酬額、旅費額及びその他支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

行政職給料表(1)各級に相当する職務の級

行政職給料表(1)	医療職給料表(1)	医療職給料表(2)	医療職給料表(3)
6級・5級	5級、4級、3級及び2級の職である者	6級の職である者	6級の職である者
4級・3級	1級の職である者	5級、4級及び3級の職である者	5級、4級及び3級の職である者
2級・1級		2級及び1級の職である者	2級及び1級の職である者

別表第2（第16条、第17条関係）

宿泊料及び食事料

区分	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)
6級・5級	9,800円	2,200円
4級・3級	9,500円	2,000円
2級・1級	9,300円	1,800円

別表第3（第18条関係）

区分	50km未満	50km以上 100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km 以上 1,000km 未満	1,000km 以上
5級、4級、3級及び2級の職務にある者	135,000円	149,000円	160,000円	178,000円	193,000円	208,000円
1級の職務にある者	130,000円	140,000円	150,000円	165,000円	180,000円	195,000円